



新制度の保育料①

(新制度の保育料のかたち・基本負担額と特定負担額)

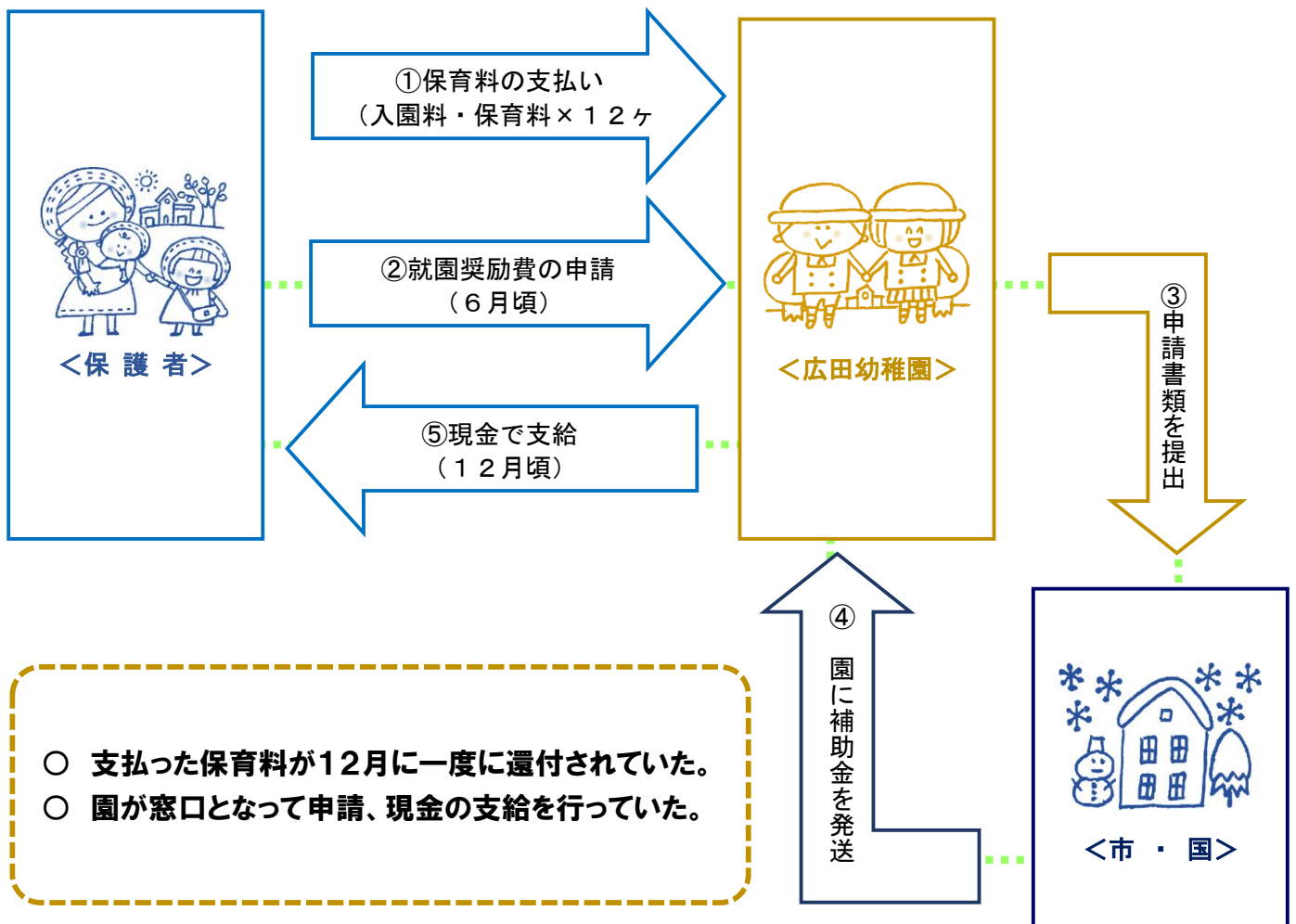
保育料のかたちが変わります

新制度に移行した園はこれまでと保育料のかたち、補助金のかたち、そして1号認定児と2号認定児の保育料のかたちが変わってきます。大きく変わる部分もありますので、具体的な数字を出してお話をしたいのですが、この文を書いている平成28年2月現在では、まだ未決定な部分もありますので、現在お話しできる範囲でお話させていただきます。

なお、制度移行の平成29年以前に入園をされている方は「経過措置」が適用されます。詳しくは【[保育料の経過措置について](#)】をご覧ください。

○今までの保育料のかたち(保育料と就園奨励費補助金)

これまでは園が定めた保育料(年少:26,500円 年中長:25,000円)を毎月お支払い頂き、その後(12月頃)に就園奨励費補助金(世帯の所得に応じて金額が増減する)が、各家庭に返金されることで保育料が減免されてきました。つまり、一度全額払ってから還付されるという仕組みになっていました。



・保育料から就園奨励費補助金を引いた金額(イメージ)

現在の広田幼稚園の年間の保育料と、そこから引かれる就園奨励費補助金を図にしたものです。年間の実際の保育料負担額が分かるようにいたしました。(正確には給食費などの実費負担がかかります)

<現行の就園奨励費補助の金額>

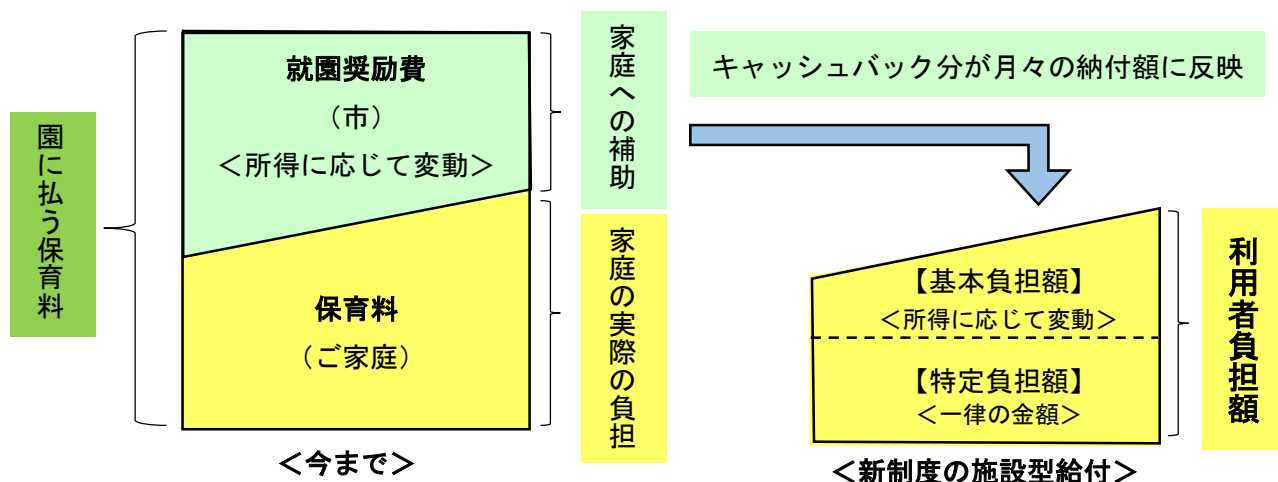
		年間保育料 318,000 (26,500×12ヶ月)	
<入園料> 110,000	A	2,000	316,000
	B	38,000	<就園奨励費補助金> 280,000
	C	202,800	115,200
	D	256,000	<実質の保育料負担額> 62,000
	E	297,000	21,000
	F	308,000	10,000

※A~F は就園奨励費のランク分け (各家庭の所得による)

(円/3歳児の年間保育料のイメージ)

○こども園での保育料のかたち(利用者負担額=「基本負担額」+「特定負担額」)

新制度の利用にかかる保育料(利用者負担額)は保護者の所得に応じたお支払いが基本となります。つまり、所得に応じて保育料そのものが変わります。この保育料と補助のかたちを「施設型給付」と呼びます。



- 保護者様にお支払い頂く保育料は「利用者負担額」という名前になります。
- 今までは「(全員一律の保育料)-(家庭によって金額の違う就園奨励費)」でしたが、「利用者負担額」は「(家庭によって金額の違う基本負担額)+(全員一律の特定負担額)」というかたちになります。

利用者負担額は「基本負担額」と「特定負担額」で構成されます。この2つについて、次の【基本負担額と特定負担額】でお話いたします。

基本負担額と特定負担額

今までの保育料である利用者負担額は「基本負担額」と「特定負担額」に分けられます。

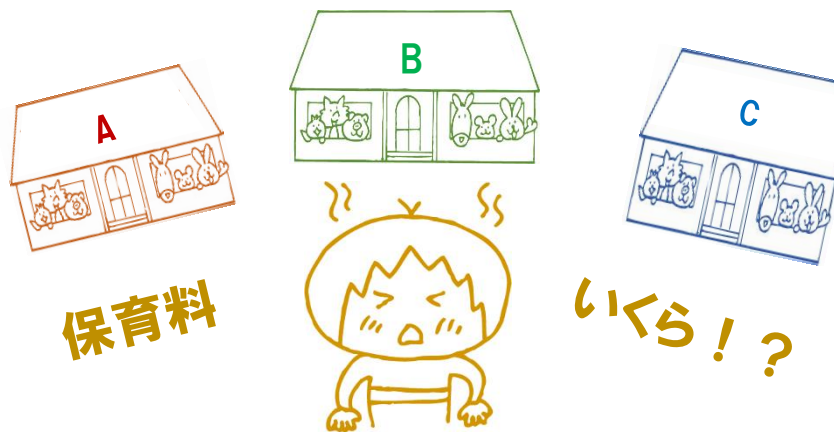
○基本負担額

今回の新制度の目的の一つに子どもが教育を受ける場所の選択肢を増やすというものであります。その一つが保育機能を充実させることで、保護者の就労に関わらず園選びができるというもの。そして、今回の基本負担額は園ごとの保育料の差を無くすことで、園を選びやすくしようという考え方です。

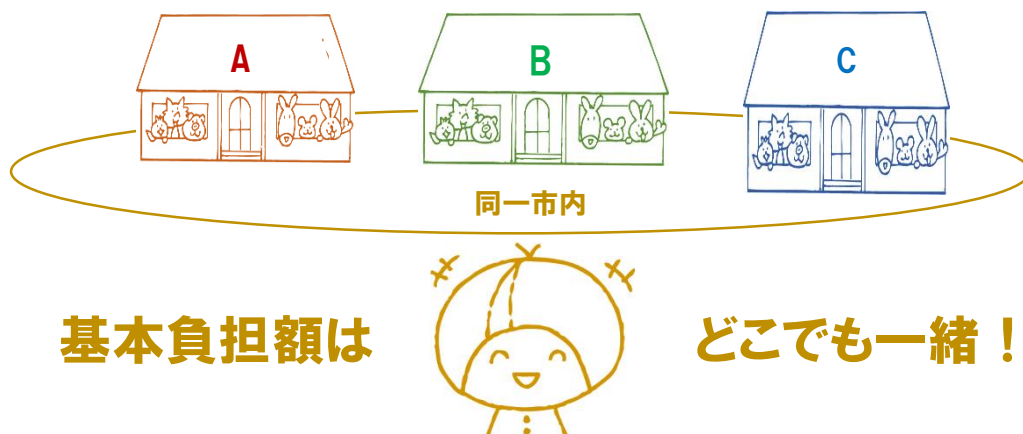
こども園では市が定める「基本負担額」（国が定めた基準額内で世帯所得に応じて定めたもの）をお支払い頂きます。つまり、**所得に応じて予め保育料が減免されていることとなります。**

基本負担額は市ごとで決められており、所得に応じての変動はありますが、どの施設を利用しても同じ金額となります。つまり**同一市内であれば、新制度に移行している、どの認定こども園、幼稚園、保育園に入園しても同じ金額**となります。

<今まで>



<新制度>



○基本負担額の変更と時期

市町村民税の賦課決定の時期の関係で9月に基本負担額は切り替わり、9月の保育料から家庭の収入の変化に合わせて金額が変更する場合があります。

※つまり、年度の途中で基本負担額が変わる場合があります。

○国が定めた基本負担額（1号認定児）

以下は、国が定めた「1号認定児」の基本負担額のイメージです。この額を上限に市が基本負担額を定めています。（今後、変更になる場合があります。）

【1号認定児の基本負担額】		基本負担額（月額）		
区 分		第1子	第2子	第3子以降
生活保護世帯		0	0	0
市町村民税所得割課税額	非課税世帯・均等割のみ課税世帯	9,100	4,550	0
	1 ~ 77,100	16,100	8,050	0
	77,101 ~ 211,200	20,500	10,250	0
	211,201 ~	25,700	12,850	0

（円）

※1号認定児の多子軽減は小学校3年生から幼稚園年少児までの範囲で、最年長の子から順に数えます。

※多子軽減は4月に変更いたします。（4月に第1子が小学4年生になったらその時点で多子軽減の対象から外れます。）

藤沢市の基本負担額は、まだ決まっておりません。

確実な情報を藤沢市から頂いたら保護者の皆様にもお知らせいたします。

まとめ 基本負担額とは…

- 各家庭の所得、兄弟数に応じて予め減免されている保育料。
- 同一市内であれば新制度のどの園を選んでも同じ金額。

※2号認定児には別の基本負担額がございます。詳細は【2号認定児の負担額】をご覧ください。

○特定負担額

基本負担額は市内で一律の保育料にすることで、園選択の幅を広めるために考えられました。しかし、園にはそれぞれ特色や力を入れている教育があり、それには費用がかかります。

広田幼稚園では手厚い職員配置や、外部講師の招聘、質の高い教材など、より良い幼児教育を目指して様々な取り組みをしています。また、施設にも全部屋に冷暖房ならびに空気循環システムを導入したり、屋上の庭園など独自の環境設備を整えており、その施設維持にも他園に比べると費用がかかります。

そういった、園の特色や独自性、長所をこれからも継続していくためには基本負担額と市からの補助だけでは不足する場合がございます。その為、保護者様にご負担いただくのが特定負担額となります。

特定負担額は、以上のような目的があるため、金額は施設ごとに異なりますが、基本負担額とは違って各家庭の兄妹数や所得によって変化はなく、一つの施設の中では全員が同額お支払い頂くことになります。

特定負担額を定める場合は保護者様へ事前説明と書面同意の事前手続きを行います。(基本的には入園時の書類上を予定しています。)

現段階では特定負担額の細かな費目や金額については決定しておらず、今後藤沢市の決定する「基本負担額」に基づいて費目、金額を決定する予定です。

まとめ 特定負担額とは…

○園の独自の幼児教育、施設維持などを目的とした保育料。

○園ごとに金額は異なるが、園の中は全員同じ金額。

○実費徴収

基本負担額、特定負担額とは別に給食代や園バス利用料、遠足代金など、これまで通り保育料とは別に実費で徴収するものもございます。「利用者負担額」とは別に、保護者様に負担して頂くものとして「実費徴収」と呼びます。保護者様に負担して頂く必要のある費用に関して、その都度徴収させていただきます。広田幼稚園では、現在でも徴収している以下の費目を実費徴収させていただく予定です。

- ・制服代、体操服代 ・教材費 ・遠足参加費 ・園バス利用料（利用者のみ）
- ・給食代（1号認定児は全額 2号認定児は主食分） ・写真代 ・お泊り保育代 など

※2号認定児の給食の考え方は保育園の慣習をベースとして、給食の副食（おかず）代は既に「基本負担額」に含まれますので、給食代は主食分のみ徴収することになります。

詳しい金額は市、給食業者と話し合いながら決めていきます。

現在のところ、基本負担額ならびに特定負担額は未定です。その為、在園している途中で保育料が高くなることにご心配の方もいらっしゃるかと思われます。そこで、「経過措置」が設けられております。